

# 農業施設等災害復旧資金

## 1 事業目的

令和3年8月大雨により、損壊した農業用機械・施設等の復旧に係る農業近代化資金を借り受けた農業者に対して、市町村及びJAグループと連携のもと利子補給を上乗せ、経営の維持安定を図る。

※農業近代化資金において必要な無利子資金を創設。

## 2 事業内容

- (1) 貸付対象 市町村の被災証明を受けた農業者
- (2) 資金使途 農業用機械・施設等の復旧に必要な資金
- (3) 利子補給対象融資限度額 1,800万円(個人の場合)
- (4) 融資枠 4.5億円
- (5) 上乗せ利子補給期間 貸付実行日から7年間
- (6) 利子補給率

○1～5年目 (基準金利はR3.9.21現在)

貸付対象	償還期間	据置期間	基準金利	国特例	利子補給率	実質金利
					通常(県)	
一般	20年	3年	1.5%	0.2%	1.3%	0%
認定農業者	15年	7年	1.5%	0.2%	1.3%	0%

## ○6～7年目

貸付対象	償還期間	据置期間	基準金利①	国特例②	県通常③	上乗せ分①-②-③			実質金利
						県	市町村	JAグループ	
一般	20年	3年	1.5%	—	1.3%	0.1% (1/2負担)	0.05% (1/4負担)	0.05% (1/4負担)	0%
認定農業者	15年	7年	1.5%	0.04%	1.3%	0.08% (1/2負担)	0.04% (1/4負担)	0.04% (1/4負担)	0%

## 3 災害関連資金の特例措置

国において、農業近代化資金の特例措置が決定されたため、上乗せ分は、国が5年間利子補給を負担する。

## 4 留意点

- 国の5年間利子補給により、市町村及びJAグループは6～7年目のみ上乗せ分利子補給を負担する。
- 県は、市町村及びJAグループが利子補給を行う場合に限り、利子補給を実施する。
- 基準金利及び利子補給率は、金利情勢により変更される場合がある。

《担当課：団体指導課》